

社 会 福 祉 法 人 け や き の 村 理 事 及 び 監 事 並 び に 評 議 員 の 報 酬 等 の 支 給 の 基 準

1 この基準は、社会福祉法人けやきの村理事、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程（以下「規程」という。）第3条について必要な事項を定める、

2 費用弁償の基準

役 職 名	費用弁償の額	報 酬 額 の 根 拠
非常勤の 理 事	出務 1 日につき 5,000 円	現行の社会福祉法人けやきの村理事、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程第2条に定める額
監 事	出務 1 日につき 5,000 円	
評 議 員	出務 1 日につき 5,000 円	

3 報酬の基準

役 職 名	報 酬 額	報 酬 額 の 根 拠
理 事 長	出務 1 日につき 12,000 円 (月額の上限 240,000 円)	社会福祉法人けやきの村嘱託職員雇用等管理規程第5条第2項第4号に定める施設長で定年後再雇用された職員の給与月額を基礎に算出した日額 11,000 円を上回る額
常務理事	出務 1 日につき 12,000 円 (月額の上限 240,000 円)	
監 事	出務 1 日につき 12,000 円 (月額の上限 50,000 円)	
非常勤の 理 事	無報酬	社会福祉法人けやきの村定款第21条の定めによる
評 議 員	無報酬	社会福祉法人けやきの村定款第8条の定めによる

4 この基準は、平成29年6月23日から施行し、平成29年6月1日から適用する。